



山形県公報

平成19年7月4日(水)

号 外(41)

目 次

規 則

山形県地方拠点都市地域拠点地区における不動産取得税の不均一課税に関する条例施行規則を
廃止する規則..... (税 政 課) ... 1

選挙管理委員会関係

告 示

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程..... 2

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 5 - 2 (特殊勤務手当支給の基準と手続) の一部を改正する規則.....10

企業局関係

規 程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....同

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....11

規 則

山形県地方拠点都市地域拠点地区における不動産取得税の不均一課税に関する条例施行規則を廃止する規則をこ
ここに公布する。

平成19年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第84号

山形県地方拠点都市地域拠点地区における不動産取得税の不均一課税に関する条例施行規則を廃止す
る規則

山形県地方拠点都市地域拠点地区における不動産取得税の不均一課税に関する条例施行規則(平成8年7月県規
則第44号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係

規 程

山形県選挙管理委員会告示第98号

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年7月4日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙運動規程（昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「及び第2号」を「、第2号及び第3号」に、「及び参議院選挙区選出議員」を「、参議院選挙区選出議員及び知事」に改める。

第73条の2第1項中「山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」を「山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」に、「又は第6条」を「、第6条（ビラの作成の公営）又は第9条」に、「又は第7条（」を「、第7条（ビラの作成に関する契約の締結の届出）又は第10条（」に、「又は第7条の」を「、第7条又は第10条の」に改める。

第73条の3第1項中「又は第8条」を「、第8条（ビラの作成に係る公費の支払い）又は第11条」に改める。

第73条の4中「選挙運動車自動車」を「選挙運動用自動車」に、「又は条例第7条」を「、条例第7条（ビラの作成に関する契約の締結の届出）に規定する有償契約の相手方であるビラの作成を業とする者（次条及び第73条の6において「ビラ作成業者」という。）又は条例第10条」に改める。

第73条の5第1項中「又はポスター作成証明書」を「、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書」に、「又はポスター作成業者」を「、ビラ作成業者又はポスター作成業者」に改め、同条第2項中「又は第37号様式の6」を「から第37号様式の7まで」に改める。

第73条の6第1項中「又は第8条」を「、第8条（ビラの作成に係る公費の支払い）又は第11条」に、「又はポスター作成業者」を「、ビラ作成業者又はポスター作成業者」に改め、同条第2項中「別記様式第37号様式の7」を「別記第37号様式の8」に改める。

別記第7号様式の3その2中「参議院選挙区選出議員選挙用」を「参議院選挙区選出議員及び知事の選挙用」に改める。

別記第36号様式の3を次のように改める。

第36号様式の3（投票記載所及び不在者投票記載所の名称等の掲示）

| (ふりがな) 名簿登載者の氏名 | (ふりがな) 略称 | (ふりがな) 名簿届出政党等の名称 | 参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示 年 月 日施行 |
|--------------------|--------------|----------------------|--------------------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

備考

- 1 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙における投票所内の適当な箇所及び法第175条第2項に規定する期日前投票所又は不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所の掲示の様式である。
- 2 掲示は、法第175条第3項の規定によるくじで定められた順序に従い、上端から行うものとする。
- 3 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」は、縦書とする。
- 4 掲示を作成した後、名簿登載者の記載の抹消、名簿登載者の補充の届出、名簿の取下げ、名簿の届出の却下又は名簿登載者の補充の届出の却下の通知があつたときには、当該部分を抹消し、又は訂正するものとする。

別記第37号様式の2中その2をその3とし、その1の次に次のように加える。

その2

ピラの作成に関する契約届出書

年 月 日

山形県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

年 月 日執行 選挙
候補者 氏 名 印

次のとおりピラの作成に関する契約を締結したので届け出ます。

記

| 契 約 年 月 日 | 契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名 | 契 約 内 容 | | 備 考 |
|-----------|---|------------|------------|-----|
| | | 作成契 約枚数 | 作成契 約金額 | |
| 年 月 日 | | 枚 | 円 | |
| 年 月 日 | | 枚 | 円 | |
| 年 月 日 | | 枚 | 円 | |

備考 契約書の写しを添付してください。

別記第37号様式の3その1中「山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」を「山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」に改め、同様式その2中「山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第8条」を「山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第11条」に改め、同様式中その2をその3とし、その1の次に次のように加える。

その2

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

山形県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

年 月 日執行 選挙
候補者 氏 名 印

次のビラ作成枚数につき、山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

| 区 分 | 作 成 枚 数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
|---------------|---------|-----------------|
| 前回までの累積枚数 (a) | 枚 | 枚 |
| 今 回 の 枚 数 (b) | 枚 | 枚 |
| 枚 数 計 (a)+(b) | 枚 | 枚 |
| 備 考 | | |

- 備考 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から山形県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によつて作成された枚数を含めて記載してください。

別記第37号様式の4その1中「山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」を「山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」に改め、同様式その2中「山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第8条」を「山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第11条」に改め、同様式中その2をその3とし、その1の次に次のように加える。

その2

確認番号

ビラ作成枚数確認書

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

山形県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

- 備考 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払いの請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、山形県に支払いを請求することはできません。

別記第37号様式の7その1中「山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」を「山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」に改め、同様式その2中「山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第8条」を「山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第11条」に改め、同様式その2の別紙の備考第2項第2号中「255,240円+」を削り、「301,875円」を「557,115円」に改め、同様式中その2をその3とし、その1の次に次のように加える。

その2

請 求 書 (ピラの作成)

年 月 日

山形県知事 殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名 印

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先 銀行名、口座名及び口座番号

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したピラ作成枚数確認書及びピラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、山形県に支払いを請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したピラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

| 作 成 金 額 | | | 基 準 限 度 額 | | | 請 求 金 額 | | |
|------------|------------|--------------------|------------|------------|--------------------|------------|------------|--------------------|
| 単 価 (A) | 枚 数 (B) | 金 額 (A)×(B)=(C) | 単 価 (D) | 枚 数 (E) | 金 額 (D)×(E)=(F) | 単 価 (G) | 枚 数 (H) | 金 額 (G)×(H)=(I) |
| 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 |
| | | | | | | | | |

備考 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

7円30銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$365,000円 + 4円88銭 \times (当該作成枚数 - 50,000)$

当該作成枚数

(1銭未満の端数は切上げ)

2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

別記第37号様式の7を別記第37号様式の8とする。

別記第37号様式の6の備考第4項第2号口中「255,240円+」を削り、「301,875円」を「557,115円」に改め、同様式を別記第37号様式の7とし、別記第37号様式の5の次に次の1様式を加える。

第37号様式の6（ビラ作成証明書）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者氏

名 印

記

| | |
|-------------------------------------|---|
| ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 | |
| 作成枚数 | 枚 |
| 作成金額 | 円 |
| 備考 | |

- 備考
- 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
 - 2 ビラ作成業者が山形県に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、山形県に支払いを請求することはできません。
 - 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数
130,000枚
 - (2) 限度額
 - イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
 $7円30銭（単価） \times 当該作成枚数 = 限度額$
 - ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
 $365,000円 + 4円88銭 \times （当該作成枚数 - 50,000） = 単価（1銭未満の端数は切上げ）$
当該作成枚数
 $単価 \times 当該作成枚数 = 限度額$

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県公職選挙運動規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年7月4日

山形県人事委員会
委員長 小野 勝

第2条第1項第7号中「精神障害者福祉」を「精神障がい者福祉」に改める。

第2条の2第1項中「総合支庁福祉課(西村山福祉課、西置賜福祉課及び北村山福祉担当を含む。以下この条において同じ。)」を「総合支庁の福祉課及び生活福祉課」に、「同課福祉係に勤務する」を「福祉担当の」に改め、同条第2項中「総合支庁福祉課」を「総合支庁の福祉課及び生活福祉課」に、「児童相談所」を「並びに児童相談所」に改める。

第2条の6の見出し中「精神障害者福祉」を「精神障がい者福祉」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第12条第1項第8号中「精神障害者福祉」を「精神障がい者福祉」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第22号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年7月4日

山形県企業管理者 遠藤 克二

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程(昭和29年2月県電気事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(退職手当)

第9条の3 条例第18条第4項の管理者が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 法律若しくは条例の規定による定数の減少若しくは組織の改廃又は歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者
- (2) 勤務公所(これに準ずるものを含む。)の移転により、通勤することが困難となつたため退職した者
- (3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職をした者
- (4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者
- (5) 公務上の傷病により退職した者
- (6) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第13号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年7月4日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

（退職手当）

第25条 病院給与条例第22条第4項の管理者が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 法律若しくは条例の規定による定数の減少若しくは組織の改廃又は歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者
- (2) 勤務公所（これに準ずるものを含む。）の移転により、通勤することが困難となったため退職した者
- (3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者
- (4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者
- (5) 公務上の傷病により退職した者
- (6) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

平成19年7月4日印刷
平成19年7月4日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056